運営協議会が協議の対象とする主な事項

- (1) 地域包括支援センターの設置に関する事項の承認に関すること
 - ① センターの担当する圏域の設定
 - ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ③ センターの業務の委託先法人の予防給付に係る事業の実施
 - ④ センターが指定介護予防の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の 選定
 - ⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項
- (2) センターの行う業務に係る方針に関すること 運営協議会は市町村が示すとされているセンターが行う業務に係る方針が適切か どうか、市町村に対して意見を述べるものとする。
- (3) センターの運営に関すること
- ① 運営協議会は、毎年度、センターより次に掲げる書類の提出を受けるものとする ア 当該年度の事業計画書及び収支予算書
- イ 前年度の事業報告書及び収支決算書
- ウ その他運営協議会が必要と認める書類
 - ② 運営協議会は事業が適切に実施されているかどうか、必要な基準を作成した上で、 定期的に又は必要な時に、事業内容等を評価するものとする。その際には①イの事業報告書によるほか、次に揚げる点を勘案するものとする。
- ア センターが作成する介護予防サービス計画において、正当な理由なく特定の事業者 が提供するサービスに偏っていないか
- イ センターにおける介護予防サービス計画の作成の過程において、特定の事業者が提供するサービスの利用を不当に誘因していないか
- ウ 要介護者への指定居宅介護支援事業所の紹介を公正・中立に行っているか
- エ 介護予防支援の委託先が、正当な理由なく特定の指定居宅介護支援事業所に偏って いないか
- オ 介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託するにあたり、委託先の業務に支障 のない範囲で委託しているか
- カ 事業計画の進捗状況はどうか
- キ 地域連携の仕組みづくりが適切に実施されているか
- ク 介護支援専門員への支援が適切に実施されているか

- ケ 高齢者虐待対応や権利擁護対応について、市町村と連携して適切な対応が取れているか
- コ 市町村はセンターに対して適切な支援をしているか
- サ その他運営協議会が地域の実情に応じて必要と判断した事項
- (4) センターの職員の確保に関すること 運営協議会は、センターの職員を確保するために、必要に応じ、運営協議会の構成 員や地域の関係団体の間での調整を行う。
- (5) その他の地域包括ケアに関すること 運営協議会は、地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、地域 包括支援業務を支える地域支援の開発その他の地域包括ケアに関する事項であって 運営協議会が必要と判断した事項を行う。
- (6) 地域密着型サービス事業所の形成に関すること
 - ① 運営協議会は次に掲げる事項について市長に意見を述べる。
- ア 地域密着型サービス事業所の指定に関すること。
- イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
 - ② 運営協議会は次に掲げる事項について協議する。
- ア 地域密着型サービスの質の確保及び、運営の評価に関すること。
- イ その他地域密着型サービス事業等の適切な運営を確保するため市長が必要と認める 事項。